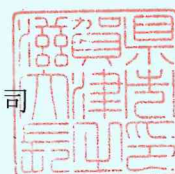


大津市指令環廃第1号
令和6年1月23日

大津市長 佐藤 健 司



許 可 番 号	大一处許環廃第2号
許 可 の 期 限	令和6年1月26日から令和8年1月25日まで
取り扱う一般廃棄物の種類	大津市内から排出される木くず（事業系に限る）
事務所及び事業場の所在地	事 務 所：大津市仰木一丁目字ハチ谷337番1の一部 事 業 場：同上
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（最終処分場の場合は埋立地の面積及び容量）	種 類：木くずの破砕施設（産業廃棄物処理施設許可 番号第14001号） 数 量：破砕機 1基 設置場所：上記事業場に同じ 処理能力：産業廃棄物処理施設としての処理能力 14.9t／日（8時間）の範囲内において、一般廃棄物を1日当たり7.0トンまで 処理することを許可する。
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	破砕処理（裏面のとおりに）
許 可 の 条 件	裏面のとおりに

許 可 条 件

- 1 一般廃棄物の取扱いについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行令第3条に規定する処分・再生の基準に従い、次の点に留意すること。
 - (1) 一般廃棄物搬入時の臭気漏れや液垂れには十分に注意すること。
 - (2) 破砕機の使用に当たっては、周辺への粉じん飛散防止の観点から、建屋内にて作業を実施すること。
- 2 事業の運営改善、向上及び従業員に対する安全衛生管理等に留意し、常に関係法令、関係例規を遵守すること。
- 3 一般廃棄物の取扱いについての関係法令等に違反する事実があったときは、法第7条の3の規定を適用する。
- 4 許可期間中に、法の規定により市の一般廃棄物処理計画に変更が生じたときは、その旨双方で協議する。
- 5 施設には事業所名を表示すること。
- 6 製造したバイオマス発電用チップの有効利用については、処理事業者が責任を持つて行うこと。
- 7 許可施設（中間処理）に設置する設備名称及び数量
 - (1) 木くず破砕機（諸岡MC6000・自走式） 1基
 - (2) 木くず保管施設
 - ア 保管場所面積 195.67平方メートル
 - イ 保管上限能力 221.11立方メートル
- 8 一般廃棄物の1日の処理量は7.0トンを超えないこと。
- 9 一般廃棄物の1日の処理量と産業廃棄物の1日の処理量との合計は14.9トンを超えないこと。
- 10 上記設備、機材及びその内容に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- 11 手数料については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例を適用する。
- 12 大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「施行細則」という。）第2条の8の規定により、毎月、一般廃棄物処分業実績報告書を翌月20日までに提出すること。
- 13 法第7条第15項及び法施行規則第2条の5に基づき帳簿を記載し、5年間保存すること。

（その他の注意事項）

- 1 関係者の請求があったときは、許可証を提示すること。
- 2 許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 許可期間の満了その他の理由により許可証が不要となったときは、直ちに許可証を市長に返納すること。
- 4 許可証を毀損し、汚損し、又は亡失したときは、施行細則第2条の6の規定により遅滞なく一般廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 事業の実施に当たっては、予定した計画に基づき実施すること。
- 6 大津市個人情報保護条例の定めにより、個人情報の適正な取扱いを遵守しなければならない。